

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

高圧ガス小委員会（第29回）

議事録

日時：2025年7月24日（木）10：00～12：00

場所：経済産業省本館 9階技保審室（東1-1）／WEB会議

議題：

1. 開会

2. 審議事項等

制度整備・運用見直し等の取組状況

高圧ガスの保安に係る注意喚起

民間規格評価機関の評価

その他の高圧ガス保安政策の動向

3. 閉会

○牟田室長 では、定刻となりましたので、ただいまから第29回高圧ガス小委員会を開催いたします。

本日の会議はハイブリッド形式での開催となります。また、本日の会議もYouTubeの経産省チャンネルで放送されていますので、御承知おきください。

本日の会議はハイブリッド会議ですので、会議の配付資料につきましては、現地で御出席の皆様はiPadを御利用ください。御不明なことが生じましたら、随時お知らせいただければと思います。

また、Teamsで御参加の皆様は、事務局から事前にお送りしたpdfの資料を御参照お願いいたします。

こちら会場では、モニターにも説明に沿いまして配付資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照いただければと思います。

また、御発言につきましては、現地で御出席の皆様は、御自身のプレートを縦にしていただければと思います。委員長が指名した後に御発言をお願いいたします。発言いただいた後にプレートをお戻しください。

また、Teamsで御発言をされる皆様につきましては、Teamsのチャット機能にて御発言の意思の表示をお願いいたします。お名前、指摘する資料のページなどを投稿いただければと思います。順番に御指名させていただきますので、指名があるまではミュートのままでお願いいたします。

事務局に連絡が必要な事態が発生しましたら、Teamsのチャット機能、又はあらかじめ御連絡をさせていただいている緊急連絡先、こちらに御遠慮なくお電話をいただければと思います。

詳細は、事務局からお送りしてございます説明資料、Teams会議の御案内を御参照ください。

何か問題や御不明な点等がございましたら、随時お知らせいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。議事進行につきましては、辻委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○辻委員長 はい、承知しました。辻です。よろしくお願いいたします。

まず、事務局より、委員等の変更、会議定足数の報告、議事の扱いの確認をお願いいたします。

○牟田室長　最初に、委員に変更がございましたので、御報告いたします。

今回より新たに加藤洋一委員が御就任されました。また、岡崎委員におかれましては、本日が初めての委員会御出席でございます。

それでは、加藤委員、岡崎委員の順に一言お願いいただけますでしょうか。

○加藤委員　ただいま御紹介いただきました、高圧ガス保安協会の加藤でございます。課題もいろいろと出てきている高圧ガス保安の領域だと思いますけれども、当協会といたしましても、ぜひ建設的に貢献をしてみたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○牟田室長　ありがとうございます。岡崎委員、よろしくお願いいたします。

○岡崎委員　ウェブから失礼いたします。御紹介あずかりました、横浜国立大学の岡崎と申します。専門分野は材料関係、腐食関係でございます。少しでもお役に立てるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○牟田室長　ありがとうございます。

また、7月1日より、弊省大臣官房産業保安・安全グループの保安政策課長に田岡のほうに着任してございます。

○田岡保安政策課長　7月1日に保安政策課長に着任いたしました田岡と申します。しっかり事務局を務めてまいりたいと思っております。そしてまた、行政としても、皆様のお声を受け止めてしっかり進めていけるように努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○牟田室長　ありがとうございます。

加藤委員、岡崎委員、田岡課長、これからよろしくお願いいたします。

では、次に事務局より定足数の確認をさせていただきたいと思っております。

本日は、辻委員長、中条委員、加藤委員が現場で対面で出席されており、また、7名の委員がオンラインで参加されておりますので、全委員10名の出席をいただいております。そのため、小委員会の定足数に達していることを御報告いたします。

本日の会議につきまして、YouTubeにて同時中継しておりますが、議事録につきましては、委員の方々の御確認を頂いた上で、ホームページ上に公開することとさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○辻委員長　ありがとうございました。それでは議事に入ります。

本日は議題が多いので、まず、事務局から議題の１、２について説明をいただきまして、まとめて質疑を行います。次に、議題の３、４を説明いただきまして、まとめて質疑を行うという進め方としたいと思います。

それでは、まず議題の１番目です。制度整備・運用見直し等の取組状況、２番目としまして、高圧ガスの保安に係る注意喚起に関しまして、資料１、資料２に基づき、事務局から説明をお願いします。

○牟田室長 承知いたしました。

では、まず資料１に基づきまして、制度整備・運用見直し等の取組状況について御説明させていただきます。

次のページ、お願いいたします。本日の小委員会のほうでは大きく７つの制度整備・運用見直し等の取組状況を御報告させていただきたいと思っております。

前半４つがGX（グリーントランスフォーメーション）等を踏まえまして各分野における取組でございます。こういった新しい分野、高圧法に適合していくということで、新しい取組を進めていくという４つでございます。

後半３つが基盤となる制度の整備・運用見直しでございまして、高圧法の基盤となる制度につきまして、それをしっかりとメンテナンスをしていくという観点からの御報告でございます。

では、順に御説明させていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。まず１つ目でございます。水素出荷設備を併設する圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備等でございます。こちら、右下に図を掲載してございますが、これまで圧縮水素スタンドは、基本的にFCV、車に水素を充填することを目的としてございましたが、今般、水素利用のニーズが多様化している中で、こういった水素スタンドにおいて、自動車だけでなく、緑の枠線で囲んでございますが、別途、水素出荷設備を設置いたしまして、水素カードル——ポンペや容器でございます——や、水素トレーラーに水素を充填するという取組が始まっているところでございます。

そうした動きがございますので、これを踏まえまして、こういった水素出荷設備を併設する場合の技術基準というものを設けるとともに、こういった場合の保安管理体制について整理を行うという、制度整備・運用見直しを進めていきたいと思っております。これが１つ目の御報告でございます。

次のページ、お願いいたします。続きまして、水素関係でございます。圧縮水素スタン

ドの設備に用いられるステンレス鋼材の範囲拡大でございます。水素スタンドで用いられます高圧水素用のバルブ等の材料につきましては、高圧水素ガス環境での優れた延性が必要でございますので、現状、ステンレス鋼材のうちS U S 3 1 6 Lという種類の鋼材を使用いただいているという状況でございます。

こうした中、今般、希少金属でございますモリブデンを含有せず、低コストかつ省資源性に優れますS U S 3 0 5という種類の鋼材につきまして、疲労き裂進展試験でございましたり、引張圧縮疲労試験等々の試験を実施いたしまして、この結果、S U S 3 1 6 Lと同等の高圧水素ガス環境における材料強度特性が確認できたというものでございます。また、この結果を踏まえましてJ I Sの相当規格の改訂も行われてございます。

こうしたことを受けまして、今般、一般則、コンビ則及び特定則の例示基準におきまして、このS U S 3 0 5を追加いたしまして、圧縮水素スタンドでこの種類のステンレス鋼材を使用できるようにしていく、そういう制度改正を進めていきたいと考えているところでございます。これが2つ目でございます。

では、次のスライドをお願いいたします。3つ目は、液化天然ガス自動車に係る容器再検査方法の選択肢の追加というものでございます。こちら液化天然ガス自動車につきましては、現状では規制の一元化という観点から、公道を走るものについては道路運送車両法で安全規制をしているところでございますが、公道を走らない車もございますので、そういったものにつきましては、引き続き高圧ガス保安法のほうで安全確保をさせていただいているところでございます。

そうした中、こういった液化天然ガス自動車の容器の再検査方法、特に容器の断熱性能を確認する試験の方法に、保冷性能試験というのを新たに選択肢として追加していくことを国交省のほうで検討を進めているところでございまして、そういった状況を踏まえまして、高圧ガス保安法のほうでも同様にこの試験方法を追加するという改正を行ってきたいというものでございます。こちらが3つ目の御報告でございます。

次のページをお願いいたします。4つ目でございます。こちらは今後の検討の方向性につきまして本日御報告するものでございます。高圧ガス設備の新たな補修方法に係る規定の整備の検討でございます。こちらは、現在、高圧法では、異常のあるときは高圧ガス設備の補修その他の危険を防止する措置を講じることを求めているところでございまして、この補修といいますのは、現状では部品の取替え、例えば、ねじでございましたり、そういった部品の取替えや、あとは溶接補修、これに限られているというのが現在の運用でござ

ざいます。

他方、近年、国内外におきまして、新たな一時的な補修の方法としまして、こちら写真を掲載してございますが、配管に治具を取り付けまして、この治具の隙間に樹脂等を流し込みまして一時的な補修を行う、そういった技術が、海外でございましたり、また国内でも発電所のスチーム等、高圧法以外のところで使用が始まっているという状況でございます。そういった中で、この技術を高圧法の中でも取り入れていく、検討していくということとを大きな方向性として今回御報告させていただきたいというものでございます。

これを検討していくに当たりましての大きな論点といたしまして、まず1つ目が、この技術の適応の要否、どこにこれを使えるのか、また、施工技術者、こういった技術を持てば樹脂の注入など非常に高度なテクニックを使えるのか、また、実際適応した箇所の管理、モニタリング等、そういった様々な点、管理の能力が必要になるものでございまして、これを使う事業者・事業所の管理能力が重要になることが1つあると思っております。

また、こういった治具を取り付けるに当たりまして、この治具の気密性でありましたり、耐圧性、耐震性、そういった技術基準適合性についての確認をどのように整理していくのが論点になっていくと考えるところでございます。

こういった観点から大きな方向性として考えてございますのは、特に高度な保安を実施可能な事業者・事業所に限りまして、まずはこれを導入していくことを念頭に置きながら、具体的な規定、手続を整理していく検討を進めていく必要があるかと思っております。

②の具体的な内容というところを書いてございますが、具体的な方向性としましては、まず、高度な保安実施可能な事業者を想定してございますので、高圧法の認定制度に基づきます認定事業者につきまして、これを軽微な変更の工事ということで位置づけて、柔軟に使えるようにしていくという方向性が1つあるのではないかと。

ただ、その上で、この具体的な内容の後段に書いてございますが、気密性、耐圧性、耐震性等の観点がございまして、この治具をつけてからそれを確認していたのではタイミングが合いませんので、例えば、事前に技術的に評価をするといったような、そういうスキームを検討していく必要があるのではないかとということを大きな方向性として考えているところでございます。

具体的な評価方法でございましたり、具体的な手続につきましては、今後、技術の専門家や事業者のニーズをよく聞きまして検討を行っていきたいと考えているものでございます。こちらが4つ目の御報告でございます。

次のページをお願いいたします。ここからは基盤となる制度の整備・運用見直しでございます。

まず1つ目が保安検査の方法に係る引用規格の更新でございます。こちら保安検査の方法につきましては経産省の告示で定めてございまして、その告示で、左下に列挙してございますが、高压ガス保安協会のKHKSの具体的な規格という形で引用をさせていただいているところでございます。

この規格、現状2017や2018といったバージョンの規格を引用しているところでございますが、今般、KHKS2024のシリーズが概ねそろってきているところでございますので、この新しい規格に引用を更新することを進めているところでございます。

このことは、前回の小委員会でも御報告をさせていただいたところでございますが、これを進めていくに当たりまして、現場の検査そのものは、今回、2024の改訂は規定の明確化ということでQ&Aの内容などを規定に盛り込むということで、現場の検査そのものに影響があるものではないのですが、事業者が用意してございます書類で2017を書いているものもいろいろとございますので、書類の修正作業が発生するというところでございまして、そういったところを加味いたしまして、1年間の移行期間、9月1日に公布・施行を予定してございますが、そこから1年間は移行期間ということで、更新前の規格に基づく保安検査が可能となるようにするというのを、今回追加で御報告をさせていただくというものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらは、関係省令・告示等におけるJIS等の引用規格の更新でございます。先ほどKHKSの引用について申し上げましたが、高压法では技術的な仕様等につきましてJIS等を多数引用してございます。これらJIS等の規格は定期的な更新が行われているところでございますので、今般、更新後の規格内容が、高压法の省令等と引き続き整合的なものとなっているかどうかの精査を実施いたしました。その中で整合的であるということを確認できたものにつきましては、省令等におきます引用を更新後のJIS規格等に変更する、そういう改正を行うというものでございます。

なお、今後もこうした引用規格は更新されていくものでございますので、高压法の省令等の引用についても定期的に見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

次、お願いいたします。こちら最後でございますが、最後は関係規定等の整備・適正化ということで、これまで様々な改正等を行ってきた中で規定の整備、整合化を図っていくものを各分野で行っていきたいと思っております。1つは液化ガスの定義の明確化で

ございます。これは経産省のホームページでも解説及びQ & Aということで周知をしているところでございますが、定義ということで高压法の運用に広く関わることでございますので、今回、この内容を基本通達にも取り込みまして、この趣旨の明確化を改めて行いたいと思っているところでございます。

2つ目が圧縮水素スタンド等の上限圧力の引上げに係る規定の整備でございます。こちら今年3月の小委員会のほうで、上限圧力を93メガパスカルに引き上げるということを報告させていただきましたが、これに関連しまして、材料や障壁に係る規定もこれに関係してきてございますので、こういった関係規定も併せて整備を行いますという御報告でございます。

最後、使用できる温度計の明確化でございます。JIS B 7549に規定される温度計につきまして、現状でも現場で使っているものでございますが、この温度計を使って問題ないかどうかというお問合せ等よくいただきますので、より明確化する観点から、これを例示基準においても記載をさせていただくという規定の整備でございます。

以上が、資料1の御説明でございます。

では、続きまして、資料2に基づきまして、高压ガスの保安に係る注意喚起につきまして説明させていただきたいと思います。

次のページ、お願いいたします。まず1つ目が、アセチレン爆発事故を踏まえた注意喚起でございます。本年5月に、東京都江戸川区におきましてアセチレンガス容器の破損による漏えい・爆発及び火災事故が発生いたしました。これは10名以上の方が負傷されまして、周囲の建物に多数の損壊が生じたということでございます。こうした状況を踏まえて、改めて高压ガス及び容器の取扱いに関しまして注意喚起をさせていただきたいと考えてございます。

1つ目の観点でございますが、高压ガスの適切な廃棄等でございます。高压ガスの廃棄につきましては技術基準がございまして、廃棄は容器とともに行わないこと。すなわち、廃棄する際は容器から放出して廃棄をいただくことを規定しているところでございます。ですので、まず、その旨を改めて周知させていただきたいということが1つ目のパラグラフでございます。

2つ目でございますが、危険時の災害の発生防止のための応急措置としましては、高压法では「地中に埋めること」が規定されてございます。他方、この「地中に埋めること」というのは、地中に埋設したまま放置することを認めるものでは当然ございません。その

旨周知させていただきたいということと、こういった応急措置としまして、地中に埋めた場合は、高圧法に基づきまして直ちに消防や警察等への届出を行っていただくとなっておりますので、こちらについても周知させていただきたい。

また、こういった場合は、関係業界団体等の協力によりまして、各地方ごとに地方高圧ガス容器管理委員会というものが設置されてございまして、こちらに連絡をいただきまして、適切な処理が行われるようお願いさせていただきたいと思っております。こういった関係業界団体のURLもこちらに記載してございますので、ぜひ御覧いただければと思っております。

次のページをお願いいたします。もう一つの観点で、高圧ガス容器の適切な管理、平時からの管理でございます。当然、こういった事故を防ぐためには平時からの管理が重要でございます。

2段落目に書かせていただいておりますのは法律に基づく義務でございます。販売業者におかれましては、災害の発生の防止に関し必要な事項の周知、それをしっかりとやっていただくということと、保安台帳の整備につきましても徹底をお願いしたいと思っております。

その上で、3段落目、4段落目は、有効な取組事例をここで御紹介したいと思っております。例えば、高圧ガスの販売に当たりまして、容器の定期的な交換でありましたり、一定期間後の容器の返却、こういったことを販売の条件にするということや、また、実務の面で、バーコードなどのデジタル技術により容器の管理を行うということ。こういった取組は高圧ガス容器の適切かつ継続的な管理に有効だと考えてございますので、御紹介をさせていただきたいと思っております。

また、地域ごとの取組といたしましては、地域ごとに自治体・事業者団体等が自主的に高圧ガス容器に係る管理指針などというものを制定されてございまして、その中で、消費者が使用しなくなった高圧ガス容器は迅速に回収を行うという指針でございまして、また、原則として、1年間や半年、3か月の一定の期間を経過したら、同じ高圧ガス容器による供給を継続しないこと等の指針を掲げているという状況でございます。こういった指針にのっとり対応を行うことが非常に有効なことと考えてございますので、それにつきましても周知をさせていただきたいと思っております。

最後の段落でございますが、高圧ガスの貯蔵の方法に係る技術基準につきまして改めて周知というものでございます。「粗暴な取り扱いをしないこと」等と規定をしております。

す。当然、地中や水につけたまま長期間放置する等の行為は、この技術基準に違反するという行為になりますので、適切な管理をぜひお願いしたいと考えてございます。

では、次のスライドをお願いいたします。こちらは民間の取組の御紹介でございます。放置された高压ガス容器等の回収につきましては、日本産業・医療ガス協会、また全国高压ガス溶材組合連合会のほうが毎年10月に放置容器等の回収を行っているところでございます。こうした取組を通じまして容器の適切な管理を行うことは重要だと考えてございますので、御紹介させていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。もう一つの注意喚起でございます。こちらはインターネット通販等における高压法関連製品に係る注意喚起でございます。近年、オンラインマーケットプレイスの利用が普及していく中で、高压ガスを充填するための容器でございましたり、高压ガスの移充填のためのアダプター、そういった関連製品がインターネット上で販売されていたり、あるいは動画サイトを通じまして移充填の方法に係る情報の拡散が行われているという実態を確認しているところでございます。

これまでも定期的にそういった状況を調査、確認をしてきたところでございますが、改めて確認ができましたので、こういった実態を踏まえて、高压法における適合性や、刻印等の情報をよく確認した上での購入・使用に向けた注意喚起をさせていただきたいというものでございます。

具体的には、下のほうに2つ書いてございますが、まず左下でございますが、刻印等のない容器や再検査の期間を過ぎた容器につきまして御注意いただきたいと思います。容器の購入・使用に当たりましては、刻印等の有無や再検査の期間について確認を頂きたいということを、消費者の皆様には注意喚起いたします。

もう一つが右下のほうでございますが、高压ガスの充填・貯蔵・移動・消費におかれましては、技術基準のほうをしっかりと御確認いただき、遵守をいただきたいというものでございます。こういった充填・貯蔵・移動・消費に当たりましては、該当する技術基準がございするため、例えば、消費者の方が、高压ガスが充填されている容器を購入・出品する際でございましたり、購入した容器に高压ガスを充填したり、消費したりする際には、こういった基準を御確認いただきまして十分に注意を払うようお願いさせていただきたいと思っております。

また、なおということで、上の段の3番目に書いてございますが、国内の主要なインターネットモール事業者は製品安全誓約というものに署名をしてございまして、そういった

インターネットモール事業者のほうで対象製品の安全リスクについての情報提供なども行ってございますので、消費者がこういったところで取引を行う際には、こうした情報も御確認いただくことについて注意を払うようお願いしたいと思っております。

以上が、資料2の説明でございます。

○辻委員長 ありがとうございました。ただいまの資料1、資料2の説明につきまして、御意見、御質問等をいただきたいと思います。発言される方は、ネームプレートを立ててください。オンラインの方はTeamsの「手を挙げる」のボタンでお知らせください。

それでは、リモートで御参加の日吉委員、お願いします。

○日吉委員 聞こえますでしょうか。

○辻委員長 はい、聞こえてます。

○日吉委員 ありがとうございます。丁寧な御説明、どうもありがとうございました。

私のほうからは、資料2のアセチレンガスの事故に関してお願いというか、コメントがございます。

そもそも、これ扱いがきちんとしていれば、この事故の場合、長期間放置されるということもなく、こんな事故は起こらなかったのだと思うのですけれども、まず、事故そのものの原因があまりよく分かっていないというのが私の印象です。

というのは、恐らく、ボンベ自体は爆発していなくて、漏れたガスが爆発したといろいろなところから聞いているのですが、開放空間での気相の爆発だと、こんなに強くなるはずがないと今までの経験からは思っているところでして。そうすると、アセチレン自体に何か、今まで私が勉強不足だったのかもしれないのですけれども、オープンなところでの爆轟してしまうような性質があったのか、若しくは、何かほかの特別な事情があったのかというところが今はっきりしていない気がいたします。なので、原因をしっかりと調べないと、この高圧ガスの扱いについても少し変わってくるのではないかなというところを懸念しているわけです。

アセチレン自体は非常に爆発しやすい物質だというのは誰もが知っていることで、時々、スクラップ工場などでは間違えてアセチレンボンベを混ぜてしまう人がいて、それを知らずに業者さんがつぶしたときに爆発が起こるというような事故は幾つか聞いたことがあります。それはボンベ自体が跳ねているので、かなり被害は大きくなります。

ですが、今回はそうではないはずなので、ここは原因をしっかりと究明していただいて、この委員会が直接関係するかどうかは私も分かりませんが、原因をはっきりさせた上で、

こういう注意喚起等も再度行っていただければありがたいなと思うところです。

以上です。

○辻委員長 ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

○牟田室長 はい、承知しました。日吉委員、御意見ありがとうございます。まさに御専門分野のところかと存じますが、本当に詳しい御意見ありがとうございます。大変勉強になりました。

高圧ガス保安室といたしましては、まず、今回、現状分かっている範囲で、しっかりとルールを守っていただきたいという観点から注意喚起をさせていただいたものでございます。我々のほうでは、こういった事故については事故調査というものを行ってございます。また、重大事故につきましては掘り下げた調査というものも毎年行っているところでございます。

ですので、そういった調査を通じまして、事故につきまして新たに分かることがあれば、それを踏まえて、当然、周知、注意喚起等、今後もやっていきたいと思っております。また引き続き、この件につきましては技術的な観点から日吉先生の御知見等々もいただけると大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○日吉委員 どうもありがとうございました。

○辻委員長 この件に関して、事故調査はまだ継続しているのですか。それとも、一旦完了になっているのですか。

○牟田室長 この件につきましては、事故直後に担当の関東の産業保安監督部と、また、今日、加藤委員にも御参加いただいておりますが、KHKの職員の方にも経産省から委託事業という形で事故調査を委託してございますので、現場のほうの事故調査をさせていただいたという状況でございます。その結果の分析と、あと重大事故については、掘り下げた事故調査というものを、幾つかトピックを選んでやってございますので、今後、どういうトピックを選ぶのかを検討していく中で、当然、これも候補としてやっていきたいと思っております。

○辻委員長 ありがとうございます。

この件に関して、ほかに何かコメント等ございますでしょうか。会場から加藤委員、お願いします。

○加藤委員 ありがとうございます。今のアセチレン爆発の観点ですけれども、原因に

については室長のお話のとおりですので、しっかり我々としても対応してまいりたいと思っております。

この場合は必ずしも事故対応のアクションプランを作るという場ではないと思うのですけれども、日吉委員からもありましたとおり、釈迦に説法ですけれども、アセチレンは不安定で危ないガスということになっています。こういうアセチレン容器や工事現場というのは日常生活空間の建設地ということで、しかも、溶断等、建設工事などで汎用的に使われているということでもありますので、事故として例外的なもの、あるいは希少事例だというような位置づけで済まされないようなことですので、原因究明等を進めると同時に、ウォーニングの発し方につきましては、こういう作業が日常生活空間の近接地に行われているという前提で、例えば、建設業界に対しても併せて注意喚起をしていくというように、少し幅広い、公共の安全確保をするという観点での注意喚起が必要ではないかなと思います。

一方で、こういう容器の不適切な使用の事故というのは、このアセチレンだけではなくて、色々なものもありますので、その点も押さえて対応が必要かなと思っておりまので、関連で申し上げます。

それから、資料1のほうに戻って、制度整備・運用見直し等の取組状況に関してであります。私どもとして、高圧ガス保安の特別民間法人というのは法律上の要請でもありますので、そういう立場から、安全規制を経営課題にして取り組んでいただくような環境を作るのがすごく大事で、色々な意味でエビデンスをしっかりと我々としても整理した上で、必要な提言・助言・アドバイスなどをして参りたいと思っております。

そういう認識に立ちまして、しっかりコミットメントしてまいりましたので、今後もそのようにしたいと考えております、という基本的な認識を今申し上げた上で、6ページに一時的な補修方法の話が出て参りまして、高度な保安を実施可能な事業者に限り新たな補修技術を適用する、そういうときに必要な規定の整備について検討を進める、というような方針が打ち出されております。この基本的な方向性につきましては、勿論我々として異論等はない訳でありますけれども、補修作業といいますのは、その性格上、一律で形式的な作業ということではなくて、当然ですが、圧力、あるいは中に入っているガスの性状、作業行為が単位工程当たりのどれぐらいの密度でされるか等によって、補修した後の工程にかかる負荷、あるいは安定性とか、それから補修後のシステムの稼働時限性判断、そういうものにも影響が出てくると考えております。

したがって、ある種の閾条件を入れてこういうものを供用していくということなのです

けれども、マネジメントの視点から高度な保安を実施可能な事業者ということ、そういう
う閾条件に捉えるという考え方は非常に成り立つわけでありますけれども、これだけでい
いのかというようなこと、それから規制の予見可能性と安全確保上の柔軟性の確保という
のは両立をしていかなければいけないということだと思いますので、ある意味では、こ
ういことなのだと肯定し得る補修作業のパターンを、ガイドラインのような形で明確化
していくことも恐らく検討に値するのではないかと考えております。

いずれにしても、我々としても高圧ガス保安の専門家であるべきでありますので、
引き続きしっかりと協力をして参りたいと思っております。そのようなことで、ぜひ協働、
協調して、この点保安を守るような形で、今申し上げました規制の予見可能性と安全確
保上の柔軟性の両立に向けて貢献をして参りたいと思っておりますので、引き続きどうぞ
よろしくお願いします。

以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。今の御意見、御発言に対しまして、何かコメント
等ございますでしょうか。

では、事務局からお願いします。

○牟田室長 承知しました。今、加藤委員から、アセチレン事故を踏まえた対応と、あ
と、一時的な補修方法の検討の在り方を含めた安全規制の検討の在り方、この2点につ
いて御意見をいただいたと承知してございます。

今回のアセチレン事故のような、放置された高圧ガス容器の対策といたしましては、従
前より業界団体等におきまして注意喚起や回収促進の対応が行われてきたということは承
知してございます。今般、江戸川区の事故を踏まえまして、建設業者のみならず高圧ガス
容器を扱う販売業者や消費者に向けて広く周知を行うことが重要と考えまして、容器の適
切な廃棄及び管理、この2点について注意喚起を行ったところでございます。

加藤委員からはウォーニングの発し方について御指摘をいただいたところでございま
すが、そういったところにつきましては、今後、関係省庁や関係団体とも相談をしてみたい
と思っているところでございます。

もう1点の御指摘は、一時的な補修方法の検討の在り方を含めた安全規制の検討の在り
方ということだと承知してございます。まさに、こういったところにつきましては技術検
証や科学的なデータに基づきまして、客観的・合理的な検討を行うことが何よりも重要だ
と考えているところでございます。

規制当局といたしましては、これまでそういった観点から規制の見直しを行ってきたところでございまして、今後もそのように進めていきたいと考えてございます。その中で、KHKに有用な知見がある分野につきましては、ぜひ引き続き御協力をお願いしたいと考えてございます。

また、御指摘の一時的な補修方法につきましては、本日は検討の大きな方向性を御報告したというものでございまして、今後、今申し上げましたような基本的な考え方に基づきまして、技術面について精緻に議論を進めてまいりたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。

それでは、中条委員、お願いします。

○中条委員 ありがとうございます。三重県の中条でございます。

私のほうからは、基盤となる制度の整備・運用見直しについて意見を述べたいと思います。スライドでは資料1の10ページ目になりますが、こちらに記載されております液化ガスの定義の明確化について、一言御意見を述べたいと思います。

液化ガスにつきましては、従前から法の条文、基本通達において記載されており、それに基づき我々行政のほうは運用しているところでございます。ただ、液化ガスにつきましては定義が分かりにくいところ、それと、通達につきましても読み切るのに難しいところもございます。ということもありまして、現状、我々行政もそうですし、事業者におきましても、これが本当に液化ガスなのか、それとも高压ガスなのか、判断に迷うケースが多々ございます。

今回、この液化ガスの定義の明確化ということで、基本通達の改訂を御検討されているということでございますので、そうであるならば、この液化ガスの定義も解釈にそごがないように、もう少し明確に詳細に通達等で明記していただいて、事業者、そして行政の運用におきましてそごが生じないような表現方法にしていいただければと思っております。

これにつきましては以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。何か事務局からありますか。

○牟田室長 御指摘のとおりかと思っております。我々も、今のQ&Aの内容をただ単にそのまま書き写すというのではなく、御指摘のような、しっかりと分かりやすく、判断に迷うことがないような形で基本通達で明確化をしたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○中条委員　　よろしくお願いいいたします。

○辻委員長　　それでは、リモートで御参加の鎌田委員、御発言をお願いします。

○鎌田委員　　ありがとうございました。消費生活相談員の鎌田と申します。

私は、江戸川のアセチレン爆発事故に関してなのですけれども――聞こえてますでしょうか。大丈夫ですか。

○辻委員長　　はい、聞こえております。

○鎌田委員　　すみません。はい、ありがとうございます。

消費者としましては、この事故は非常に怖いなと思って、めったに起こるような事故ではないにせよ、またこういったことが起こったら、と不安になるところですが、1つ教えてください。

資料2の1ページ目です。「高圧ガスの適切な廃棄等について」のところに、地中に埋めることは一時的なものであり、その場合は消防等への届出が必要であるということが法で定められているということですが、高圧ガス保安法が施行された当初からずっと機能しているのでしょうか。途中からというのではなくて、最初からなのかということと、きちんと届出があるものについては、埋まっているということが行政によって把握されているのでしょうか。また、一時的に埋めた後で取り出した場合は、それもまたきちんと記録されるのか。というのが知りたいところです。

というのは、まだどこかに埋まったまま放置されているものがあるのかが心配なところでは。

○辻委員長　　ありがとうございます。事務局からお願いします。

○牟田室長　　御質問ありがとうございます。御質問の件でございますが、こちら、届出を頂くことで適切に対応するという趣旨でございます。ですので、届出を行っていただいて、地中に埋まったまま放置されるということを想定しているものではございませんので、連絡をいただいて、それを踏まえて、こちらでも記載してございますが、各地方の高圧ガス容器管理委員会等に連絡をすれば専門業者等が対応できるようになりますので、そういった専門業者の対応も含めて、適切に処理をすることを進めていくためのスキームとなっております。

これを今回十分にしっかりやっていただくことが重要だと思ってございますので、改めて注意喚起、周知をするというところでございまして、こういった対応が十分にされていなかったがために、思いがけず埋設されていた容器が発見されるといったようなことが起

こっているということかと思っておりますので、そういったことを防止する観点から、これをしっかりやっていきたいというものでございます。

すみません、御質問に対してお答えし切れているかどうかというのはありますが、我々としてはそのように考えているところでございます。

○鎌田委員 ありがとうございます。本来は埋められたまま放置されることは想定されていない、関係機関によって処理がされているということで理解しました。ありがとうございました。

○辻委員長 貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からほかに御発言ございますでしょうか。特にないようでしたら、オブザーバーから発言の御希望がありますので、まず最初に、オブザーバーで御参加の一般社団法人全国ＬＰガス協会よりお願いいたします。

○全国ＬＰガス協会 ありがとうございます。全国ＬＰガス協会専務理事の村田でございます。

注意喚起の関係で御説明がありましたので、これに関連して発言をしたいと思います。

先般、７月１日に福岡県が発表しましたＬＰガスの耐圧試験の不正事案について申し述べたいと思います。

高圧ガス保安法に基づきましてＬＰガス容器は５年に一度の定期検査が義務づけられておりまして、都道府県知事が登録した容器検査所において当該定期検査を行うことになっております。しかるに、福岡県登録の某容器検査所におきましてＬＰガス容器の耐圧試験を一部実施せずに合格とした不正事実が明らかとなったものであります。福岡県の発表によりますと、耐圧試験結果の電子帳簿を改ざんしていたということでございまして、意図的に不正行為を行っていた悪質な事件と考えます。不正行為の対象となった容器の本数が約８万５千本に上りまして、福岡県はじめ九州５県に流通しているということでございます。

実際に福岡県知事の会見後に地元のテレビニュース報道がなされまして、福岡県ＬＰガス協会には消費者から問合せが多くあったと聞いております。ＬＰガスが国民生活に不可欠なインフラであるということを踏まえまして、国民に不安を招きかねないものとして、ＬＰガス協会としては重大にこれを受け止めているところでございます。

ＬＰガス販売事業者は、ＬＰガス容器は法令上の検査に合格したものであることを当然の前提としてお客様に提供しているわけでございまして、その前提が崩れるような事態は

看過できるものではありません。

今回、福岡県におきまして、対応策として未検査容器の緊急点検、回収・再検査等を行うこととしておりますが、当該事案の初動対応としては理解できますが、なぜこうした事案が発生したのか。背景、経緯等含めまして詳細な検証が必要かと考えます。

それを踏まえまして、現行制度の実効性確保策、再発防止策が不可欠と思います。高圧ガス保安法を所管する経済産業省としては、この問題を契機に、責任を負った対応策を策定いただくとともに、それに沿って容器検査業界の指導等をお願いしたいと思います。

なお、L Pガス販売事業者としましては、県からの要請を受け、未検査容器の緊急点検、回収に協力していくこととしておりますが、これに伴う法令上の措置、調整が必要になる場合には、当局の弾力的な対応を併せてお願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○辻委員長　御発言ありがとうございます。業界の信頼を失わせかねない事案かと思えます。事務局から御発言ありますでしょうか。

○牟田室長　今の御質問の点でございますが、経済産業省といたしましては、本事案に対しまして容器の健全性への信頼を裏切る行為でございまして、看過できないものと考えてございます。

そういった観点から、経済産業省としましては、再発防止のため、福岡県から本事案が公表された7月1日当日に、登録容器検査所の登録や監督を行う各都道府県等に対しまして、本事案の共有及び立入検査時の確認の徹底等につきまして周知・要請を行ったところでございます。

特に本事案につきましては、先ほど御指摘もありましたが、事業者が耐圧試験の結果の電子帳簿を改ざんしていたというものでございます。そのため、過去の県による立入検査では見つけることができなかったという報告を受けてございます。各都道府県等に対しましては、容器検査所に対する立入検査の際には、耐圧試験の実績と検査設備の能力や使用実績、ここに齟齬（そご）がないかということをしつかりと確認いただく等、法令遵守の状況につきまして十分な確認を行っていただきたいということを要請しているところでございます。

経済産業省としましては、高圧ガス保安法の適切な執行に向けて、立入検査における確認事項、知見の共有等を横断的に行っていきたいと思っているところでございます。

また、民間側のほうでも、L Pガス販売事業者の皆様には、取引先の容器検査所が適切

に再検査を実施しているか、ぜひ目を光らせていただきまして、官民で容器の健全性への信頼を確保していくことが重要だと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。何かこの件に関連して御発言ありますか。——次に進めてよろしいでしょうか。

それでは、オブザーバーからもう一件、発言の御希望ということで、石油連盟から御発言をお願いします。

○石油連盟 ありがとうございます。石油連盟のオブザーバーとして出席させていただいております出光興産の澤でございます。

今回報告がありましたように、エネルギーと素材の安全・安定供給をしている事業者にとって、このGX等を踏まえた各分野における制度整備・運用の見直しは大変助かることでございまして、こういう検討をされていることに関して、まず感謝を申し上げます。

その中で、今映していただいています6ページ目の高圧ガス設備の新たな補修方法に係る規定の整備の検討に関して、2点お願い事項がございまして、発言をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず1点目、先ほど丁寧な説明の中にありましたように、バンド等の治具を取り付けて、治具との間に硬化性樹脂等を注入する方法、これは国内外で実績がある工法で、応急措置工法として使用されている方法だと思っております。先ほど発言ありましたように、客観的・合理的、そして技術的な確認の下で制度になると思っておりますが、それを踏まえた上で、漏れを止めた後に適用するという取扱いになってしまいますと、応急措置方法としての現場でのニーズが低くなってしまいます。我々としては、あくまでも客観的・合理的なところが確認できれば、応急補修方法として現場で使用できるような、現場で使いやすいような制度にしていきたいと思いますので、この点を踏まえた検討をお願いいたします。

それから、2点目でございますが、今回のような補修方法に関わる規定の整備だけではなくて、制度整備とか運用見直しについては、産業構造審議会さんの報告書の「産業保安分野における当面の制度化に向けた取組と今後の重要課題」の中の第3章の2項で記載されていますように、広く最新技術を保安活動に反映していく、そのためにいろいろな評価機関を活用しながら規格基準の策定につなげていく、そういうことは重要だと思っております。

これに関しましても、我々民間事業者も関与させていただきながら、日本の安全と産業構造、GXの推進、そういうものに向けて貢献していきたいと思いますので、ぜひ規格基準の策定の最新技術の反映等をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。メリットの多い技術だと思いますので、きちんとそういうメリットを生かせるような仕組み、枠組みを作っていければよいと思います。

事務局からいかがでございましょうか。

○牟田室長 事務局からも、今、委員長のほうから御指摘があったように、メリットを生かすということは重要だと思ってございます。本日はあくまで大きな方向性を報告したところでございますので、今後、技術的に精緻に詰めていく中で、御指摘の点も含めて議論を進めていけるといいかと思ってございます。

あと、2点目の最新の知見というのはまさにそのとおりかと思ってございまして、次の資料3のほうでも説明しますが、国としても最新の知見を取り入れることを進めているところでございます。

○辻委員長 いかがでしょうか。

○石油連盟 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○辻委員長 そうしますと、今、委員の皆様、それからオブザーバーの皆様からの発言は以上ということでよろしいでしょうか。——大分時間がかかりましたが、次の議題に移りたいと思います。

議題の3番目です。民間規格評価機関の評価、それから、議題の4番目がその他の高圧ガス保安政策の動向に関しまして、資料3、資料4に基づき事務局から説明をお願いいたします。

○牟田室長 承知いたしました。では、まず資料3につきまして御説明させていただきたいと思います。

次のページ、お願いいたします。民間規格評価機関でございますが、この制度は、民間規格評価機関の確認を受けた保安検査の方法を認定事業者が用いることができる制度といたしまして、令和5年12月に新たに設けたものでございます。

これを踏まえまして、昨年6月に本制度に基づく民間規格評価機関を承認いたしまして、左下に経緯を書いておりますが、昨年8月に第1回の委員会が開催され、その後、審議が進められまして、最終的に今年の4月に外部評価委員会も含めて終わりをまして、1年間

のサイクルが完了し、民間規格の承認・公表が行われたというところでございます。

これまで経産省といたしましては、評価機関の評価委員会の立会い等を通じまして要件に従った適切な評価が実施されているか、確認を実施してきたところでございます。今般、この1年間のサイクルが完了いたしましたので、高圧ガス小委員会に対して報告を行わせていただくものでございます。3月の小委員会でも状況報告ということでスライド1枚だけで簡単に御報告はしてございますが、1年間のサイクルが終わりましたので、詳しく今回御説明させていただきたいというものでございます。

次のスライドをお願いいたします。この制度の解説でございますが、下に3段、表がございます。どういう流れかといいますと、まず一番上の段、民間規格の作成団体が規格を作成しまして、それを評価機関に評価を依頼いたします。すると、真ん中、評価機関は国が承認するとなっておりますが、この機関で、まず技術評価委員会で技術的な評価をいたしまして、次に意見公募、パブコメをいたします。その後、民間規格評価委員会でプロセス全体の評価を行いまして、最終的に規格の承認・公表を行います。また、有識者等による外部評価を受けていただく、というスキームでございます。

国（経産省）でございますが、一番下の段、2つ役割がございます、1つは評価機関の妥当性確認プロセス全体につきまして、委員会への立会い等により確認をするということ。もう1つが、年に1回、評価機関の活動について高圧小委に報告しまして、評価機関が民間規格等が適切に評価できることを確認する。そういう役割となっております。

次のスライドをお願いいたします。こういった位置づけにつきまして、過去の審議会、小委員会のほうで審議、議論をさせていただいたという、御参考でつけてございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらも過去の審議会資料でございます。

次をお願いいたします。こちらも同様です。

次のスライドをお願いいたします。こちらが、この1年間の確認結果でございます。上の段の赤線が引いてあるところでございますけれども、今般、評価機関の令和6年6月28日から令和7年4月30日の活動につきまして、国の内規に基づく民間規格評価機関の要件にのっとりまして、適切に運用されていることを確認いたしました。

下の表は例ということで、確認結果の一部を記載してございますので、中身につきましては次のスライド以降で御説明させていただきたいと思っております。

次のスライドをお願いいたします。まず、確認結果の表の見方でございます。一番左は要件という欄になってございまして、これは国がお示しさせていただいております評価

機関の要件でございます。国の規定でこういった要件を求めているというものでございます。

真ん中の欄が、実際、評価機関の規則等でございます。要件に該当するものとしてどういう規則を設けているかをこちらに記載してございます。ここ、「抜粋」としてございますのは、関係する規則、多くございますので、このページではあくまで抜粋、次のページ等々に参考ということで全体を載せてございます。

そういったことを踏まえて、一番右側の欄で経産省確認内容としてございます。その確認の内容でございますが、一つ一つ御説明していきますと、まず1つ目、一番上の段でございますが、要件が、一般要求事項の①ということで、方針及び手順は差別的ではあってはならないという要件でございます。これにつきまして、一番右側、経産省確認内容でございますが、まず、要件に合致する規則等の定めを確認しということで、評価機関の規則等が国の求める要件に合致していたことを確認したというものでございます。

その上で、ここに書いてございますのは、委員会の委員の構成、委員会の運用において、規則の定めにとった中立・公平・公正が行われていることを確認したということで、実際の運用もこの要件に合致していたということを確認したという報告をさせていただいているということでございます。

次の下の段も同様の構成としてございまして、下の段は、評価に関する事項に限定しなければならないという要件でございまして、これにつきまして確認結果は、要件に合致する規則等の定めを確認しということで、規則を確認できました。また、委員会における審査内容が、審査の終わった保安検査の方法に係る民間規格の妥当性に関する事項であることを確認した、実際の運用についても確認したという報告をしてございます。

なおということで、もう一段落書いてございますが、なお、確認に当たっては、保安検査の方法は適合維持を求めている技術基準や設備変更に係る評価・届出等の諸手続と相互に複雑に関係することから、これらとの関係性に関しても慎重に確認を行ったと記載させていただきました。私自身、各委員会に立ち会ってございますが、今回のプロセスの中で保安検査の方法といいますのは、実務の面では技術基準と設備変更の諸手続とを密接に、相互に複雑に関係してございますので、ここは特に慎重に確認する必要があるところでございまして、実際、慎重に丁寧に確認したところでございますので、そういった報告をさせていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。ここは、参考ということで該当箇所、全部記載してい

るところでございます。

次のページをお願いいたします。次の要件の項目でございます。（２）組織①という要件の項目でございまして、この内容は、技術評価委員会という委員会と民間規格評価委員会という委員会、それぞれ、専門家で構成される委員会を置きまして、評価体制を構築し、公式な規則を持たなければならないという要件でございます。これにつきまして確認内容は、まず規則を確認しましたということと、実際２つの委員会、設備技術規格評価委員会とプロセス評価委員会が設置されたということ、また、選任された委員が要件を満たしていることを確認したということを報告してございます。

少し紛らわしいのですが、国の要件のほうでは、２つの委員会の名称が、後段のプロセス全体を確認する委員会の名前は、「民間規格評価委員会」と国の要件では書いているのですが、今回、申請があつて承認をした民間規格評価機関の中では、後段の委員会の名称は「プロセス評価委員会」となっております、ここの名称、国の要件で書いてある名称と違いますので、御注意いただければと思います。

次のページをお願いいたします。次は、組織要件の２つ目、３つ目でございます。２つ目の要件は、民間規格評価委員会の専門家として、幅広く消費者問題、法律、ジャーナリズム等の専門家から構成しなければならないということでございます。これにつきましては規則を確認しまして、また、選任された委員が要件を満たしていることを確認したことを御報告してございます。

組織の③につきましては、評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定に関与していない者でなければならない。また、事務局も同様だと。そういう要件でございます。

これにつきまして非常に注意すべき点といたしましては、高圧法に基づく認定事業所、８０ちょっとございますが、どうしても認定事業所の分野が石油精製、石油化学というところに限られているという中で、技術的な専門家の所属する企業や団体の数も限られているところでございます。そういった中でも、民間規格の制改定策定を行う専門家と評価機関で評価を行う専門家というのはきっちり分けて、評価を行っていただく専門家には、専門家としての矜持を持っていただいて厳正な評価を行っていただく、そういう考えでございます。どうしても専門家の数も限られる中、難しいところもございますが、これをきっちりやっていただくということを求めているところでございます。

これにつきまして、右側のほう、まず規則の定めを確認しまして、実際、運用につま

しても、そういった運用がされていたということを確認いたしました。事務局員につきましても、日本溶接協会の規格の制改定に関与していない、従事していない方が事務局をやっているということも確認をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。次が組織の④、⑤の要件でございます。④は開示請求があれば開示しなければならない、⑤は審議の内容は公開されなければならない、という要件でございます。確認結果は、開示請求については規則の定めを確認しましたということでございます。ただ、開示請求の請求は今回はございませんでした。審議内容の公開につきましましては、規則の定めを確認したということと、傍聴及びホームページでの公開、議事要録の公開がなされているということを御報告してございます。

次のページをお願いいたします。組織の⑥は、審議を非公開とする場合にはその理由を明示しなければならないという要件でございます。こちらは規則を確認したということと、実際に非公開とした事案、これ、委員の推薦書につきまして、個人情報という理由で非公開としてございます。これにつきましましては非公開の理由が明記されているとなつてございますので、その旨を御報告してございます。

次のページをお願いいたします。ここからは評価プロセスという要件でございます。この評価プロセスにつきましましては、評価機関の中の外部有識者は外部評価委員会のほうでも確認をされていますので、欄を1つ追加して、その確認内容も記載をしてございます。

評価プロセスの1つ目の要件が、民間規格に係る者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。これは規則の定めを確認したということと、実際の運用についても確認をしたということでございます。

②、③は、プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならないということ。また、組織の会員資格を条件づけてはならないという要件でございます。こちらにつきましても規則の定めを確認したということと、実際に金銭的制約、組織の会員資格の条件が設けられていないことを確認したという御報告でございます。

次のページをお願いいたします。評価プロセスの④は、異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならないというものでございまして、そういった規則を確認いたしました。ただ、実際の異議申立ての実績は今年度はございませんでした。

次のページをお願いします。⑤は、委員会の運営、議決方法等について、手順を文書で定めなければならないという要件でございます。そういった手順が記載されました規則を確認したということと、実際に規則にのっとって運営されているということを確認いた

しました。

次のページをお願いいたします。こちらは評価プロセスの⑥でございまして、実際の評価のやり方でございますが、次の観点から評価し、評価結果を評価書として取りまとめなければならないということで、評価の観点として、まず項目上の対応が取れていること、具体的な手法や仕様が示されていること、規格体系として成立するものであること、最新知見を参照、考慮していることということでございます。これにつきましては規則の定めを確認したということと、実際の評価機関の評価におきまして技術評価書を作成され、要件で求める項目について評価し、結果を取りまとめていることを確認したというところでございます。

その上で、2段落目でございますが、今回のプロセス、私自身、立ち会ってきてございますが、今回のプロセスを通じて確認できたことといたしまして、海外において知見が集積されてございますAPI、またASMEという規格の最新情報を把握しまして、そういった海外規格の要素を取り入れた民間規格の確認・評価を的確に行ったという点、この点につきまして、民間規格等を迅速かつ機動的に保安検査の方法に位置づけるという本制度の趣旨に合った対応であったという、このプロセスを通じて確認できたこととして記載をさせていただきました。

その上でということで、3つ目のパラグラフですが、これは冒頭でも申し上げましたが、保安検査の方法は、技術基準、また設備変更の手続、ここの関係は非常に複雑でございますので、ここは慎重に確認を行ったということを改めて記載をさせていただきました。

最後の段落でございますが、なおということで、国の職員の立会い、私自身が立ち会ってございますが、その中で指摘、意見をお伝えさせていただきましたが、民間規格を事業者や自治体にしっかりと御理解いただくことが重要でございますので、説明会等を通じて周知・広報活動を実施していただくことが重要だということを申し上げてございまして、実際に、本年2月に民間のほうで開催された説明会、また、我々経産省のほうでも開催したセミナーに参加いただく等、そういった広報活動をされたことを確認したということを報告させていただく形としてございます。

次のページをお願いいたします。評価プロセス⑦は、業務計画を1年に1回公表してくださいというものでございまして、これはホームページで公表したということを確認してございます。

次のページをお願いいたします。⑧でございますが、ここは30日間の意見公募期間、

パブコメをしてくださいという要件でございまして、これにつきましては、パブコメの規則の定めを確認したということと、実際パブコメがなされたということを確認いたしました。なお、今回、パブコメでは提出された意見はなかったということも確認してございます。

次をお願いします。評価プロセス⑨は、承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならないというものでございまして、今回、4月に承認された規格につきまして、ホームページで公開されていることを確認してございます。

次、お願いいたします。こちらは評価業務管理という要件でございます。1つ目が、技術的な問合せに対応可能な体制を整えなければならないということで、そういった体制を作るという規則を確認してございます。他方、こういった規則に基づく問合せの実績はないことを確認しました。

次、お願いいたします。評価業務管理の②は、評価した規格について、5年に1回改正、廃止、または確認を行ってくださいということでございますが、まだ4月に承認した規格は1件でございまして、5年経過したものはないという状況でございます。

次、③は、議事録、資料及び技術的根拠資料を適切に維持管理してくださいというものでございまして、こちら規則の定めを確認したということと、議事要録が作成されていることを確認しました。また、事務局内で資料が適切に保管管理されていることを確認いたしてございます。

④の要件が、年に1回以上、有識者等による外部評価を受けてくださいというものでございまして、外部評価につきましては4月3日に外部評価委員会が開催されたということ、また、書面審議も4月末に行われていることを確認してございます。

次、お願いいたします。こちら最後でございしますが、国による指導等という要件でございまして、こちらは、国が評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない、また、高圧小委からの意見に基づき、国が行う改善指導等に従わなければならないという要件でございます。こちらにつきましては、規則を確認したということと、各委員会には経産省職員、私自身出席をしまして、評価の適切な実施について確認をしました。

資料3につきまして、以上でございます。

では、続きまして、資料4を説明させていただきたいと思います。その他の動向でございします。

1つ目、水素に係る規制改革実施計画に基づく規制見直しの進捗状況でございまして、規制改革実施計画ということで閣議決定してございます。これまで水素関係、93項目盛り込まれてございまして、累計82項目について対応をしたところでございます。こちらは下の図の左側にございます。まだ措置が終わってないもの、今年とか去年織り込まれたもの等々もございまして、引き続き、技術検証等により得られた科学的知見に基づきまして、これら項目の検討を進めていきたいと考えてございます。

最後のページをお願いいたします。こちらGX産業立地政策に係る規制・制度改革でございまして。先月10日に国家戦略特区諮問会議というものが開催されまして、GX（グリーントランスフォーメーション）の産業立地政策の推進に当たりまして、規制・制度改革を含め、事業環境整備をとという声が自治体、事業者から示されたと聞いてございます。

下に書いてございますのがそのときの資料の抜粋でございまして、吹き出しにございまして、小規模なガス装置の設置であっても、許可申請等の手続が必要ということで、要望が上がっていると聞いてございます。こちら詳細はまだ承知していませんのですが、今後、これにつきまして高圧法関係ということで具体的な話が上がってくれば、自治体や事業者と連携をしまして必要な規制・制度改革を検討していきたいと考えてございます。この点、御報告させていただきたいと思っております。

資料4、以上でございまして。

以上が、資料3、資料4の説明でございました。

○辻委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまの資料3、資料4の説明につきまして、御意見、御質問等あればお願いいたします。いかがでしょう。では、会場から加藤委員、お願いします。

○加藤委員 ありがとうございます。民間規格評価機関における適切な妥当性評価の実施の確認について、一言だけ申し上げたいと思います。

まず大前提ですが、この結論、違和感ございませんし、異論等があるわけでもございません。プロセスの中で、当協会の理事が、日本溶接協会さんに設置された設備技術規格評価委員会、プロセス評価委員会の委員として参加をさせていただきまして評価もさせていただいて、その上で出来上がっておりますので、そういう認識を持っております。この間の関係各方面の皆様方の理解と協力、改めて感謝を申し上げたいということでございます。

一方で、先ほど室長の御説明でも、重層的なプロセスの上でこういう判断に至ったという御説明がありましたけれども、安全法制上、こうしたプロセスは必要だと認識しており

まして、今後でありますけれども、さらに民間規格評価機関への立会い含めた運用の徹底とか、あるいは適合性判断としてのステップの在り方などについては、恐らく中長期的にもさらに検討というような形になっていくのではなかろうかと思っております。そういった点を含めまして、この制度の運用の的確性についてはぜひ御配慮をいただければと思いますので、その点だけ、感謝とともに、コメントまで申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

○辻委員長 ありがとうございます。今の件で何かありますか。

○牟田室長 今の御意見につきまして、事務局から申し上げたいと思います。

評価機関につきましては、昨年6月に国として承認をいたしまして、8月の第1回の委員会より、私自身、全ての議論に立会いをさせていただきました。この1年間は立ち上げの初年度ということもございまして、特に丁寧にプロセスを見てきたところでございます。

そうした中で、審議をより円滑、かつ効果的に進めていくための工夫など、幾つかの気づきもありましたので、そうした点につきましては不断の見直しの中でプロセスの改善につなげていきたいと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。もし委員の方から御発言なければ、オブザーバーの方々から御発言ございますでしょうか。それでは、オブザーバーの石油連盟、お願いします。

○石油連盟 ありがとうございます。澤オブザーバーが退席いたしましたので、私、石連常務理事・及川が代わりまして、オブザーバーとして一言発言させていただきます。

資料3の民間規格評価機関の適切性の確認についてでございます。まずもって、ここに至るまでの事務局、経済産業省様の御尽力に感謝申し上げます。中身についても非常に精緻な分析・評価をいただきまして、非常に分かりやすいものでありますし、納得のいくものであったと思っております。

その上で、これに関連してといいますか、直接この評価自身についてではないのですけれども、一般的な話として、先ほど手前どもの澤オブザーバーからも発言申し上げましたとおり、こういった大きな流れの中で自主検査方法以外の技術基準、あるいは規格等の検討に当たりましては、過去の審議会報告等も踏まえまして、最新の技術知見を持つ民間機関や事業者の関与を引き続き広げていっていただきますよう、今後ともお願い申し上げます。

石連からは以上でございます。ありがとうございました。

○辻委員長　御発言ありがとうございます。ほかに、オブザーバーから御発言ございますでしょうか。——特にないようですね。

そうしましたら、最後に事務局から発言はございますでしょうか。

○田岡保安政策課長　それでは、この議題３に係ります民間規格評価機関の確認を受けた保安検査の方法の活用に係る制度につきまして、最後にコメントさせていただきます。

昨年６月より本制度の運用を開始いたしまして、本日が初回の審議会報告でありました。御説明いたしましたとおり、国としても、今後も評価機関の委員会等への立会いなどを行っていくとともに、年１回の確認及び高圧ガス小委員会への報告を行ってまいります。特に国といたしましては、要件としてもお示しておりますが、高圧法の新たな取組としてこの制度が定着し信頼を得ていくためには、何よりも公平・公正な評価プロセスの実施、また、そのための組織の構築、すなわち、評価機関の委員の一人お一人が専門家としての矜持に基づいた評価、判断を行っていただくことが極めて重要だと考えております。引き続き、そうした観点も含め評価機関の確認を行ってまいりたいと考えております。

また、実務的な観点といたしまして２点でございますが、本日の資料の経産省確認内容にも記載をしております。これまでの評価機関の委員会でもお伝えをさせていただいているところでございますが、１点目といたしまして、本制度が対象としている保安検査の方法は適合維持を求める技術基準や設備変更に係る許可・届出などの諸手続と相互に複雑に関係しておりますので、これらとの関係性については特に慎重に確認を行ってまいりたいと考えております。

また、２点目ですが、本制度で承認された民間規格等につきまして、事業者や自治体が深く理解して適切に使っていただきますよう、事業者や自治体等への周知・広報活動が重要でございます。そうした周知・広報活動がしっかりと行われるよう促してまいりたいと考えております。

本日の確認結果の報告でも申し上げましたが、民間規格評価機関の１年間の活動は、海外において知見が集積されているＡＰＩ／ＡＳＭＥ規格の最新情報を把握し、そうした海外規格の要素を取り入れた民間規格の確認・評価を的確に行った点について、民間規格等を迅速、かつ機動的に保安検査の方法に位置づけるという本制度の趣旨に合ったものだと受け止めております。

今後もこの制度を活用し、高度な自主保安を実現していくため、今申し上げたことにつ

いては国から評価機関にも伝えて、今後につなげてまいりたいと考えております。本制度がその目的に沿ったものとして適切に機能するよう、今後とも国として継続的に関与してまいります。

以上でございます。

○辻委員長 田岡課長、ありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上となります。その他、事務局から連絡事項等ありますでしょうか。

○牟田室長 事務局でございます。本日の議事録は、委員の皆様にご確認を頂いた後に公開することを予定してございます。追って事務局より確認依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○辻委員長 本日も皆様から活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

○牟田室長 委員長はじめ委員の皆様、どうもありがとうございました。Teamsで御参加の皆様は「退出」ボタンを押して御退室をお願いいたします。

——了——